

## さわやか+

## 校則の見直し 試行期間 第3弾

1年生のみなさんは「うん？…第3弾？」と思うかもしれません、実は昨年の6月からおよそ半年間にわたって「第1弾」が、そして12月から3月までの期間で「第2弾」の校則の見直し試行期間があり、生徒議会、PTA実行委員会、生活指導部会で検討を重ねてきた結果、大きな混乱もなく学校生活が進んだという実績のもと、現在の校則になっているという流れがあります。そして今回、並行して生徒議会で新たに見直したい校則として話し合ってきていた項目を、試行期間第3弾として、明日1/9(木)から3月の修了式までの期間で実施します。

## 見直し項目

## ○おだんごヘアについて

- 認めない → 認める

- ①個数…1個
- ②位置…顔の正面から見て見えない高さ、高すぎない位置
- ③形状…丸形○ 簡単な束ね方○ ネット等覆うものは×  
ハーフアップの人がおだんごにするのは×

## ○日焼け止めの持ち込みについて

- 自宅で塗って来るのはOK

→ 学校への持ち込みを認める



- ①塗るタイミング …更衣時、部活動前
- ②場所 …更衣場所
- ③商品の形状等 …塗るタイプ○ におい付き× 色付き×  
ミストタイプ○(必ず周囲に配慮する)  
スプレータイプ× ※貸し借りは厳禁



【生徒議会より】

※「日焼け止めの持ち込み」については、需要の高まる次の夏のシーズンが終わるまで、試行期間として継続します。

試行期間中に、「これはどうかな？」と思うものは、その事案を毎月の生徒議会、PTA実行委員会、生活指導部会で検討を重ねていく予定です。その結果、生徒も保護者も職員も「阪南中学校にふさわしい」と思えるような校則になればと考えています。ご理解ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

